

小千谷市及び北塩原村の災害時における相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、新潟県小千谷市と福島県北塩原村（以下「両自治体」という。）のいずれかの地域に係る大規模な災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害をいう。）が発生した場合に、被災自治体の要請による災害応急対策及び災害復旧を円滑に遂行するため、相互応援の体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 災害の発生により応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた自治体は、当該応援の要請に極力応ずるものとする。ただし、特別の事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等で連絡するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条の規定による応援に要した経費は、原則として応援を要請した自治体が負担することとし、経費は両自治体協議のうえ、後日清算する。
2 前項の場合において、当該応援を要請した自治体が当該費用を支出するいとまがないときは、当該応援を要請した自治体は、当該応援の要請を受けた自治体に対して、当該費用の支弁を求めることができるものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる応援の要請に関する事項の確実かつ円滑な連絡を図るため、両自治体に担当部課をおく。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間終了の3箇月前までに両自治体から何らの申し出がないときは、さらに3年間延長するものとし、以後この例による。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項については、両自治体が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両自治体の長が署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月16日

小千谷市長

大塚昇一

北塩原村長

小原敏一

[立会人]

小千谷市議会議長

久保田久栄

北塩原村議会議長

大竹良幸